

平成14年厚岸町議会第4回定例会

平成14年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

招 集 期 日	平成14年12月11日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成14年12月13日 午後 2時03分
	閉 会	平成14年12月13日 午後 4時56分

1 出 席 委 員 並 び に 欠 席 委 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17		
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○			
以上の結果 出席委員 18名 欠席委員 0名					

1 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	教委生涯 学習課長	松浦 正之
助役	大沼 隆		
収入役	黒田 庄司	監査事務局長	阿野 幸男
総務課長	田辺 正保	農委事務局長	農政課長兼務
行財政課長	斉藤 健一	教委体育 振興課長	澤向 邦夫
まちづくり 推進課長	福田 美樹夫		
税務課長	大野 榮司	教委指導室長	大場 和典
水道課長	大野 榮司	水道課長	山崎 国雄
町民課長	久保 一将	病院事務長	大野 繁嗣
保健福祉課長	古川 福一	特別養護老人 ホーム施設長	藤田 稔
環境政策課長	松澤 武夫		
農政課長	西野 清	デイサービス センター施設長	玉田 勝幸
水産課長	小倉 利一		
商工観光課長	高根 行晴	教委管理 課長補佐	米内山 法敏
建設課長	北村 誠		
監査委員	今村 實	保健福祉 課長補佐	大崎 広也
教育長	富澤 泰		
教委管理課長	柿崎 修一		

議 長 | ただいまより平成14年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。
開会時刻 14時03分

議 長 | 本委員会の委員長並びに副委員長の互選についてお諮りいたします。
9 番 | 9番、木村委員。
9 番 | 本委員会の委員長、副委員長につきましては、議長の指名により決していただき
たいと思います。

議 長 | ただいま議長指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。
それでは、議長において、委員長には室崎委員、副委員長には谷口委員を指名し
たいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 | ご異議なしと認めます。
よって、委員長には室崎委員、副委員長には谷口委員が互選されました。
委員会を休憩いたします。 休憩時刻 14時04分

委 員 長 | ただいまより平成14年度各会計補正予算審査特別委員会を再開いたします。
再開時刻 14時05分

委 員 長 | これより直ちに議事に入ります。
進め方は、款、項、目により進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委 員 長 | ご異議なしと認め、款、項、目により進めてまいります。
初めに、議案第95号 平成14年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進
めてまいります。

第1条歳入歳出予算の補正から進めてまいります。

補正予算説明書に従って行います。

10ページをお開きください。歳入からまいります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、ございませんか。

2 目法人、ございませんか。

先へ進めます。

2項固定資産税、1目固定資産税。

9番。

9 番 この数字はちょっと関係ないというのは変ですが、もう近いうちに固定資産税の評価替えの年限来ますね。その場合の見通し、どのように見ておられますか。

大分、日本じゅうの地価が暴落しておる。厚岸町でも全然売れないと。ゼロに等しい値がある。どこかの町の駅前の一等地で、ビル建てて土地ゼロです。それは地上物件をよくするために費用かかるから土地ゼロだと、ゼロの取り引きだったんです。厚岸もそのような現況にあると思いますが、これから先どう見ておられますか。

委員長 税務課長。

税務課長 固定資産税の評価替えの関係でございますけれども、平成15年度、来年、実は3年に1度の評価替えの年に当たります。したがって、それぞれこの3年間で準備をしまして、今がちょうど最終的なその作業の最中と、こういうことでございます。

その中で、不動産鑑定士による鑑定を行ったり、また、航空写真による現況の把握をしたり、そういった作業を行ってまいりまして、一昨日も15年度の予算の見通しの中で申し上げておりますように、ただいまご質問者もおっしゃっておりますように、最近の土地の下落傾向、こういった土地の現状が生じておりまして、土地につきましては横ばい状況という評価替えになろうかと現在考えておりますし、家屋につきましては、全棟、現在の価格に置き直しを行いまして計算をしまして、物価の下がりということもございまして、家屋で約3,000万円ほどの減収になると、このように今、粗々でありますけれども状況を押さえているような現況でございます。

委員長 9番。

9 番 土地は横ばいと、家屋は下がると、こういう見通しだということですね。政府の方針のあれもありますから、厚岸では単独でできない事情もありますから、率直に言わせてもらいますと、これは非常におかしな現象だと思います。売れもしない土地に固定資産税がかかっている。ますます日本じゅうの景気が悪くなって、経済がパンクすると。まあ、あんた方に言ってもしょうがないが、ただ不満であるということだけ申し上げておきます。これは、これからのことにかかわってきますからね。

委員長 答弁はよろしいんですか。

9 番 いや、いいですよ。どうもなもない。考え方、どう思っているか。

委員長 税務課長。

税務課長 今ご質問にあります土地の関係について、再度ちょっと説明させていただきますと、以前からもとらえ方等を申し上げてきているかと思いますが、不動産鑑定士による価格に対しまして、固定資産税は7割評価ということで、それに近づけるように課税標準額をそれぞれ負担調整してきている状況下でございます。

そういう中におきまして、いつも若干疑義を持たれることといたしましては、土地が下がっているのに税金が上がる、同じであると、こう言われるわけでありまして、けれども、まだ負担調整ということで7割に達していないものですから、そこまで行くにはまだ若干開きがございますので、据え置き、こういうふうになりましても、土地の値段は税額が下がるということにはならないと、こういう状況ですので、よろしくご理解願いたいと思います。

委員長 9番さん、よろしいですか。

9番 9番。

9番 取る方だから仕方ないかもしれないけれども、政府や大蔵省の代弁者のような立派なご答弁で、ただ不満であるということだけ申し上げておきます。

10万のうち7万が課税しているね。8万ならまだ安いよね。売れないものが何割ということは存在していないんだよね。ゼロの土地に何割ということは存在しないんです。わからないかな、この方程式。これ、シャバ大学でもないといひんところないかな。ゼロの土地に賦課率何%、何ぼ掛けてもゼロなんですよ。掛けても掛けなくてもゼロ、その理論を言っているんですが、あなたは今答弁したところで、どうせこういうやりとりになりますから、時間のむだになりますから、私もここでやめませう。ただ、考え方だけ心にとめておいてくださいよ。

委員長 12番。

12番 ちょっと関連して、同じような質問なんですけれども、固定資産のこの評価の仕方、実勢価格の70%くらいまで実勢に近づけるといふ、固定資産帳が実勢価格の昔は3分の1か4分の1だったんだよね。その激減緩和でもって一気に目標額に上げるわけにいかないから少し上げるということですね。その激減緩和の措置というのは経過としてもう終わったの、まだ終わっていないの、それを聞きたい。

だから、言うならば、今ここで言ったように10万の土地、実勢価格が7万までに例えば、昔3万かそこらしか見ていないのを上げていった。ところが、実際にはこの今のバブル弾けて価格が下がってきたにもかかわらず、固定資産が少しずつ上がっていったということだから、課税される方にすれば、土地が下がっているのに固定資産が上がっていくのはおかしいのではないかという疑問を持っていたと。そこら辺について。

委員長 税務課長。

税務課長 内容につきましては、今質問者がおっしゃられているとおりの経過に今までなっ
て進んできてまいっております。平成6年にこの制度がとられて、15年ほどかけて
その調整措置、これを行いながら、不動産鑑定士により鑑定した7割評価に近づけ
ていくということで、平成20年という当初の考えであります。

しかし、最近、この税収の落ち込み等から、これはちょっとあれですけれども、
若干年限が早まるような動きもないわけではないようではありますが、現実には質問
者のおっしゃっているとおり形で来ているのが現状でございます。

委員長 12番。

12番 いやいや、税務課長の話聞いていると、僕はなるほどと思うんだけど、実際
課税される立場から言えば、今、9番議員のように不満があるの。その辺だけは理
解しておいてください。答弁はいいです。

委員長 他に固定資産税ございますか。

なければ先へ進みます。

4項たばこ税、1目たばこ税。6項都市計画税、1目都市計画税、ございません
か。

7款国有提供施設等所在市町村交付金、1項国有提供施設等所在市町村交付金、
1目国有提供施設等所在市町村交付金、ございませんか。

次へ進みます。

9款地方交付税、1項1目地方交付税。

3番。

3番 地方交付税のことでお伺いをいたしますけれども、臨時財政対策債にも触れます
ので、その点よろしく願いいたします。長くはしゃべりません、もう既にいろん
な論議もされておりますので。

私が申し上げたいのは、平成15年まで臨時財政対策債を、いわゆる赤字地方債の発行を認めるということになっているわけでありまして。それで、その答弁にあったんではなかったかと思うんですが、来年の赤字地方債、いわゆる臨時財政対策債は33.3%増だというふうなご答弁をなさっておられたように思いますが、いかがですか。

委員長 行財政課長。

行財政課長 今考えられている率といいますか、分については33.3%ということで考えられておりますし、我々もそういうふうに見込んでいるところであります。

委員長 3番。

3番 今年4億1,400万だったですね、当初で。そうしますと、来年度はどの程度見込めるといえることですか。

委員長 行財政課長。

行財政課長 一応プラスとして1億4,000万程度の臨時財政特例債の増額になるというふうに判断しております。

委員長 3番。

3番 そうしますと、5億6,000万くらいになると。

委員長 行財政課長。

行財政課長 そのとおりでございます。

委員長 3番。

3番 地方交付税については、今仮置きで数字で、入り口で10%ふえると。出口、いわゆる地方交付税として配分される段階では4.8%減だというふうなことが言われておまして、18兆だか17兆だかというふうな数字が出ておりますが、具体的には国の予算編成がこれから始まって、地財計画が立てられて確定していくわけでありましてね。地方交付税がどうなるかというのはまだ定かでないわけでありまして、基本的には赤字地方債、いわゆる地方交付税の不足分を赤字地方債でこの地方自治体に押しつけてくるというのは、地方交付税法の建前からいけばこれはおかしいんですね。そうあってはならない。国が当然、税率を引き上げるなりの措置をとって補完しなければならない。そういう交付税法上では仕組みになっているわけですが、そういう方法を一貫してとらないで、今度はいわゆる交付税特別会計、国のですね、

借り入れをしないと。それをその後どうするのかという、既にそういうやり方になっているんですが、国と地方で折半だというふうになっているんですね。そして、国は交付税特別会計に一般会計から繰り入れを行うと。それから、地方自治体は赤字地方債で持ってくれと、こういうことになっているわけですね。

そういうことを前提にして、じゃ、実際に仕事をしていく上で財源確保という上からいけばどうなんだろうということを考えてみますと、この臨時財政対策債は、名前は違いますが地方交付税そのものですね、計算の方法から何から。地方財政法第33条の5の2できちんとこれが位置づけをされておりますね。ちょっと読んでみますと、「地方公共団体は、平成13年度から平成15年度までの間に限り、第5条ただし書きの規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法第11条に定める方法に準ずるものとして、総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で地方債を起こすことができる」。ですから、地方交付税法11条の計算のやり方で計算すると。地方交付税の計算の仕方と同じなんだというふうに言っているわけですね。そして、第2項で、前項の規定によって地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入する、こういうふうになっているわけですね。

ですから、いわゆる厚岸町、今年の4億 1,400万、来年の額は5億 6,000万ぐらいになるんですか、これは町の負担にはなりませんよ、それぞれ償還年度で元利については償還分をすべて交付税で見ると、こういうことになっているわけですね。交付税と変わらないと。

そこで、私が申し上げたいのは、確かに交付税の算定の内容が変えられてきて、全体的には減っているのはそのとおりであります、交付税が減ったから仕事ができないんだということにはならないと。今言ったように、幾ら減るかはまだわかりませんが、少なくとも仕事をしていく上での財源保障は、臨時財政対策債で賄われるということだろうと思います。これは私、今年の春の議会でも申し上げました。だから、交付税が減って何もできない、金がない、金がないということにはなりませんよというふうに申し上げたいんですが、いかがですか。

委員長 行財政課長。

行 財 政
課 長

これは春からの議論というんですか、14年度の議論の中でもあったかに聞いてお
ります。基本的には委員おっしゃいますとおり、財源補填を含めて臨時財政対策債
の中できちんと見られているということに相なっているというふうに私どもは理解
をしております。

ただ、先般の一般質問でも申し上げましたけれども、個々に戻ってまいりますと、
個々の町で考えてまいりますと、地域差といいますか、その基準財政需要額に入り
ますいろんな数値的な問題がございまして、そのようなことがきちんと、一般財源
ベースで申し上げますと補填がされないという状況に相なるのかなと思います。

ただ、基本的に言いますと、今言っている地方財政に絡まる地方交付税、さらに
財源対策につきましては、入り口の段階ではそういうものが補填されているものと
いうふうに理解しておりますし、そういう中で私たち財政を賄う者といたしまし
ても、地域のまちづくり含めての事業に向けての財源確保を図っていかなければいけ
ないというふうに考えております。

委 員 長

3 番。

3 番

だから、赤字地方債でありますから、発行するかどうかというのはそれぞれの自
治体の裁量の問題ですね。厚岸町で、いやいや、そんなもの借金だから使わないよ
と言えば、それまでのことです。では、使わなかったら5億6,000万ですか、これ
は来年度になってみないと確定した数字はわからないわけではありますが、今のあれ
からいくと、大体それだけ入ってくるだろう。ということは、結局、地方交付税の
なりかわりですから、言ってみれば。振りかえでありますから、だから、一定の仕
事ができるこの財源の保障はあるんだと。これは平成15年度に限っての話ですか
らね。だから、臨時財政対策債は平成13年、14年、15年と3年間続きますから。

ただ、この地方交付税の財政保障機能、こういうものがどんどん締められてなく
してしまうというんですからね、そういうものと、問題は、今言っているのは別で
すから。これは来年度の地方交付税にかわっての財源の保証がありますよという問
題を言っているわけですから、そういう点で十分その点を過剰な——過剰と言っ
たら言い過ぎかもわからないけれども、言い方をされないようにしていただきたいと
いうふうに思います。

委 員 長

町長。

町 長

ただいまご指摘がございましたとおり、地方交付税の所要額の抑制は、今後進む

ことであろうと私は考えております。

そこで、やはり地方の自主的、自律的な財政運営を考えていかなければならない時代であるという認識に立っております。そのためにも、やはり健全財政というのが最も大事なことでありますので、そのことを念頭に置きながら財政運営をさせていただきたい、このように考えております。

3 番
委員長

いいです。

他にございますか。

1 目地方交付税。

先へ進みます。

11款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金、ございませんか。

3 目農林水産業費負担金。12款使用料及び手数料、1 項使用料、2 目民生使用料、
ございませんか。

4 目農林水産業使用料。

11番。

1 1 番

ここで、この牧場使用料が 549万 9,000円、そして、農業水道使用料が 101万円減額というふうになっているんですが、現在、この厚岸町内の農家の搾乳状況というか、それらはどういうふうになっているのか、伸びているのか、それとも落ちているのか。

それから、そういうことが当然この牧場の使用料にもはね返ってきているのではないのかなど。経営の効率化を求めることによって、冬期舎飼いをどうしても進めていかなければならないというような状況になっているのではないのかなどというふうに考えるんですが、その辺ではどういうふうになっているのか。

そして、その一方で、今回この水道使用料が 100万の減額になった理由は何なのか。

これらについて説明をお願いいたします。

委員長
農政課長

農政課長。

お答えをさせていただきます。

厚岸町の酪農の状況であります。乳量の生産状況ということでございますけれども、総体的には3%程度伸びていると。地域差がございますけれども、太田農協の方がかなり伸びてきているという状況にあります。

放牧使用料との関係でありますけれども、やはり頭数も若干ずつ伸びてきているわけでありましたが、この育成牛を農家が手元に置かないという状況、これは労力の省力化というか節減、分業化につながるわけでありまして、この部分を牧場に預けると、あいた手で搾乳の方に力を入れていくと、そういう状況で、総体的には伸びてきているのが実態であります。

委員長 水道課長。

水道課長 私の方から、農業水道の使用料の関係で答弁させていただきます。

この農業水道の使用料につきましては、過去の実績等から、平成14年につきましては当初予算で4,174万4,000円計上しておりました。それが、4月から9月までの間の使用料を見ますと1,990万、これしか上がっておりません。というのは、これ冷夏の現象もございまして、水道使用料が伸びないという現象になっておりますので、今後3月まででそんなに見込めないのではないのかなということで、水道の使用料、9,530トンが減じまして100トンで1万円を減額させていただくという内容のものでございます。

委員長 11番。

11番 今、そうすると3%ぐらい伸びているというお話だったんですが、結果的にそうすると、今回このように牧場で冬期舎飼いをするということによる分業化といいますか、これによる効率化が進められることによって、そのような農家の伸びが期待できるんだというふうに見えていいんでしょうか。その辺の効率化が進まないで、ただ冬期舎飼いがふえるというのではちょっと問題があるのではないのかなというふうに思うんですが。

それと、やはりこの水道の使用料が100万減ということになると、やはりこれ結構大きなものがあるんでないのかなというふうに思うんですが、一番の要因は冷夏だとかそういうものなんだろうか。結果的には牛の頭数はふえているわけですよ。ふえているから搾乳も進んでいるわけでしょう。その一方で水の使用料が減るといって、その因果関係がちょっとわからないんですが、もう一度お願いいたします。

農政課長 この酪農の関係につきましては、先ほど3%ということで申し上げておりますけれども、中身といたしましては、厚岸農協区域においては前年度並みと、伸びについてはゼロ%と。実質的にはその間、離農等がありまして、若干は伸びておりますけれどもゼロ%。太田につきましては、現在の段階で6%ちょっとという前年度比

になっているわけでありませう。

この乳量の伸び即牛の頭数の増加と、そういうことでございますけれども、そういうことに関連してくるわけでありませうが、やはり牛自体の生産力も少しずつ1頭当たりの生産量がふえていますので、そういったことにも関係してくるということでございます。

また、今後どういう推移をするかということになりますと、やはりこれはせんだって一般質問でもありませうが、農地の問題に深くかかわってこようかというふうに思っております。やはり牛をふやすためには土地が必要になってくるという状況もありますし、また、太田地区においてはフリーストール化方式が非常に進んできているという状況もありませうして、即農地の必要性に直結するかということ、そうはならないということもございませうけれども、今後やはりまだまだもう少し省力化を図るために伸びていくということは考えられるのではないかとこのように思っております。

委員長 水道課長。

水道課長 農業水道の関係でございますけれども、今までは順調に伸びてきておりました。私どもも期待感を持ちながら張り切って計上したんですけれども、ただ、今年度も太田地区では牛舎等が新築になっておりました、それらについてふえるのではないのかなということで期待をしておりましたけれども、どうも大体これが頭打ちかなというような感じになりませうして、使用水量が伸びないという状況下でございます。夏場でもって1,990万ですから、それを倍にして3,980万ほどにしかありませんので、それ以上はちょっと伸びてほしいなということで若干多く見ておられますけれども、その間でもって使用量が推移するのかなということで、たくさん持っていてこれどうしようもないですから、この辺で正規な使用量に訂正した方がいいのではないのかなということで補正をしているという状況でございます。

委員長 8番さん、いいですか。

8番 8番。

8番 今、谷口議員の質問とちょっとダブることもあるわけですが、やはり牛の乳量の伸びと比例して、若い牛の育成牛の頭数もふえている。そう思うわけでありませうけれども、これでやはり昨年のBSE問題、それから、その後になって個体販売というものは非常に落ち込んだ。そういうことで、搾乳に非常に力を入れてきた。それが今現在、乳量の伸びにつながってきている。私どもは、地域で申し上げるな

らば、組み替え年度で11月末で締め切ったわけですがけれども、前年度比 6.2%の伸びです。

それで、搾乳牛がふえた、そのことによって労力的に非常に余裕がなくなってきたと、そういうことで、若い牛、特に人工をしなければならない牛というのは、ほとんどの人が町営牧場を利用していると、そういうような状況ですよね。そのことによって、やはり牧場の冬期舎飼いも大分ふえてきたんでないかと思うけれども、夏期と冬期に分けてどのくらいの比率になっているのか、大まかな数字で結構ですからお示しいただきたい。

それと、牧場の経営、その収支の方はどうなっているのか。今年度の見通しとして大体とんとんくらいにいけるのかどうか、そのことの状況について、大まかな数字で結構ですから、見通しについてお答えいただきたい。

委員長 農政課長。

農政課長 牧場の利用の状況でございますが、今年度につきましては、夏の期間が若干、総体的に頭数が落ちているわけでありまして、その間、放牧期間が若干早く放牧をしているということで伸びているわけでありまして、1日当たり 2,331頭というふうに夏期の部分についてはなるわけであります。

それから、冬期舎飼いにつきましては、今回の見込みであります 1,080頭ということで、当初 1,000頭程度予定しておりましたけれども、80頭ほど増加をしているという状況であります。

また、この牧場の収支につきましては、当初予算では 400万程度の黒字ということで計上させておりましたけれども、現時点の見込みとしては 900万程度が黒字となるというふうに現状では見込んでいるところでございます。

委員長 8番。

8番 非常にいい結果が出てきている、このように思うわけですがけれども、そうすると、冬期間あそこで収容できる頭数、どのくらいが限度なんですかね。今現在 1,080頭ですか、これが限度なのか、それともあとまだ余裕あるのかどうか。

それと、今、現時点では 900万円くらいの黒字だということは、当分、放牧料については見直しをしなくてもいい、そのように理解していいわけですか。

委員長 農政課長。

農政課長 牧場の収容頭数につきましては、現状では 1,100頭程度のものというふうに考え

られますが、今年新たに避難舎パドックを造成しておりまして、これによる増棟がありまして、最終的にはまだ使用をしておりませんが、1,200頭程度は収容可能というふうになっているところがございます。

牧場の使用料の関係については、現状の形で、これは現場の非常な努力もありますけれども、非常にうまくいっているという状況でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

委員長

4目農林水産業使用料、他にございますか。

なければ先へ進みます。

5目商工使用料。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、ありませんか。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3目商工費国庫補助金、6目土木費国庫補助金、7目消防費国庫補助金、8目教育費国庫補助金、ありませんか。

3項委託金、4目土木費委託金。14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。2項道補助金。1目総務費道補助金、2目民生費道補助金、ございませんか。

4目農林水産業費道補助金。3項委託金、1目総務費委託金、4目農林水産業費委託金、ございませんか。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入。

16番。

16番

不動産売払収入の関係で、今年から町は町有地を売却するという予定を立てておりますが、今のところ既に公表してありますが、見通しとしては予定どおりの金額が確保できるというか売却できる見通しなんですか。今日までの経過についてちょっと知らせてください。

委員長

建設課長。

建設課長

今回の町有地の処分に当たっては、特に11月30日までの申し込みの受け付けという形の中では、一部、住の江町の方に紹介がありまして、それについては一応売り払い可能とか、今後3月までの年度まで1月広報にも、さらにまだ売り払い予定箇所を承知しておりませんので、それらについても含めてさらに努力して、今年度については当初予定していた形については何とか頑張っていきたいという形で、まだ努力目標の段階でございまして、大丈夫とはまだ言い切れるわけではございませ

んけれども、一応、何か事前要望等もありますから、何とか可能性はあるなという形で、今年度については一応そういう予想を立てております。

委員長 16番。

16番 すると、先月末までの公表した土地というか、ここでいいですよという公表した分については一部売れたということですね、住の江町。で、その売れぐあいなんですけど、当初見込んだとおりにいっているのか、今の言葉で言えば、そんなにそうではないなというイメージと、さらに1月ですか、3月年度内に追加と。年度内はさらにでは、11月までに公表したほかに新たに売れそうなところを公表して売りたいということなんですね。その辺はいかがですか。

委員長 建設課長。

建設課長 先ほどご答弁申し上げたように、今まで11月までの締め切りの中では1カ所の要望がはっきり来ております。ただ、1月にまた今度、広報厚岸を通じてやろうとする分については、既に引き合的なものも若干ございまして、何とか当初考えていた、もっと引き合いがあるのかなという形は期待していたんですけども、案外と今回公表した分についてはなかなか引き合いが少なかったと。今後に向けてさらに遊休地そのものもすべて一応把握してございますので、それらについての新たな処分計画の箇所を公示することによって、何とか当初予定していた金額的な部分はクリアしていきたいなというふうに考えております。

16番 何か難しそうだとか苦しそうな見通しとか。問題は価格が、なかなか今の自治体で町の見込んでいる価格と、先ほど固定資産の話あったけれども、実勢価格と何か少し離れているような気がするんですが、今日までのその引き合いなり今の中でどのように見ているとか、やはり町の売り出し価格というのは高いと思うのか適正だと思うのか、私どもが見たらちょっと高いのかなという懸念があったからこういう状態になっているのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

委員長 建設課長。

建設課長 当然、土地を売り払いたい、買いたい、売りたいという形はございますけれども、基本的には予定価格そのものを設ける分については、近傍類似の売買実例ということを参考にしながら、その地勢、地形とかも参考にしながら売払価格を設ける形で単価そのものを求めることになっていきますので、適正な価格という形で判断しております。

委員長 1目不動産売払収入、他にございますか。

9番 9番。

9番 財産売払収入、水産課長にお伺いしますが、カキの種苗の……

委員長 9番さん、ただいま1目です。よろしいですか。

それでは、2目生産物売払収入に入ります。

9番 9番。

9番 ちょっと先ほど早過ぎてごめんなさい。

カキの種苗の販売予定、当初予算では1,000万ぐらい見込んでおりましたね、1,000万ちょっと。3割以上も、三、四割減の予定なんですね、予定は。少ないということですね。減額補正しているでしょう。これ状況を知らせてください、内容。

委員長 水産課長。

水産課長 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います、当初予算を審議した時点では、600万個のカキ種苗購入がということで私ども当初予算を見たわけでございまして、これが単価が1個1円60銭ということで1,008万円の収入を見込んだわけでありまして、その600万個の数字の押さえ方なんです、このとらまえ方が私どもとしては期待の数字もあったのかなということで、現実的には12月ぐらいの取りまとめで336万9,000個という数字にしかならなかったと、こういう状況でございまして、今回336万9,000個の単価が1円80銭ということで636万7,410円ということで、371万2,590円の減額補正をお願いするに至ったと、こういう状況でございます。

なお、この336万個を購入された漁業者は、39名の方が購入をされたわけでありまして、カキ・アサリ養殖を湖内でやっている方は148個が着業をされておるわけですが、そういった中での39名と、こういうことでカキ種苗を購入されて、そして養殖をされていると、こういう状況でございます。

委員長 9番。

9番 課長、先に、どう見ます、これ39名ですね。140数名いるけれども、全戸なんて現実の世の中そううまくいかないけれども、まだまだ4分の1だ。いや、5分の1か、全体の2割ちょっとだもんね、これ3割弱だ、やっている人。140何戸の30何戸、これ買った人。これ330何ぼって、1軒当たりやはり10万個近くやっていることになりますね。これから先伸び、どう見ますか。生産者をよく見ましてどう見通し立てておられますか、ちょっとお伺いしたい。

委員 長

水産課長。

水産課長

今後のこのシングルシード方式によります種苗の漁業者の購入の見込みと申しますか、平成15年に向けましてそれぞれ購入の希望を取りまとめたいと考えています。11月末、もう12月に入っていますが、ただいま手元にある数字でいきますと、購入予定される人数が39名から1名減りまして38名、購入数量が356万5,000個という、そういう数字が現在のところ私どもに入っているわけでございまして、この1名減っておりますけれども、平成14年で購入された方が10名やめられて、新しくまた10名が平成15年で購入すると。それで、1のプラスマイナスがありますが、そういう状況でございます。

14年に50万個を購入された方もおります。この方は、平成15年では20万個プラスしまして70万個を購入しようと。この70万個という方は1人だけです。あと10万ないし5万、前年よりもふやして購入をしようとする方は、六、七名の方がふやして購入しようと、こういった状況でございます。

中間カキ種苗センターから漁業者に、種苗平均5ミリ以上のサイズのものをお渡しをするんですが、受けてすぐ、バラサンのところがございます南防波堤の内側に漁業協同組合の管理している施設がございますが、3本施設がございます。そこで中間育成ということでかごをそれぞれ入れているわけですが、その場所がなかなか生育にいいという状況もありまして、15年に向けてもその場所を利用される漁業者、購入者が多いというふうに見ています。

以上でございます。

委員 長

9番。

9番

一遍に夢の世界には到達できないのはすべてがそうでありますから、これもそんな急いだことは私求めません。しかし、前に50万の人が今度70万もやると。余計購入して栽培したいという人が見受けられると、こう解釈していいですね。それはいいことです。逐次、根気よく努力して。

それともう一つ、百何十軒おりますけれども、意欲と能力と情熱のない人には決して無理する必要はないですからね、むだな努力になりますから。やる意欲と努力する人間だけやるように努力してください。むだな努力する必要ないから。全部うまくなくて、全部発展なんて世の中ありませんからね。これは望むばかりで無理なんです。やる意欲と能力と情熱ある人に一生懸命ひとつ努力して、せっかくの設

備を価値あるような内容に持って行っていただきたいと。決して急ぐことはありませんから、お願いしたいと。

委員長 水産課長。

水産課長 お答えをいたしたいと思いますが、確かに昨年から見まして購入される方も1名が減って、わずか19万7,000個が15年度見込みの購入でございますか、わずかな伸びしかないわけでございますけれども、私どもといたしましては、漁業協同組合の方でも、カキのシングルシード方式の種苗を購入してカキを営んでいる漁業者、この方々を対象に私ども水産課の方で技術検討会というものを立ち上げて、それぞれ3回、4回と開催をいたしております。そういった中で、シングルシードに携わっている漁業者が、漁業協同組合のカキ・アサリ班の下部組織としてそういう組織をつくりたいと、こういったことで漁業協同組合の理事会の方でご承認をいただきまして、そういう組織化が図られました。

先日、その役員会等を開催いたしまして代表等をお決めになったようでございますけれども、そういったところのグループ等を確認しながら、その購入、さらには技術的な問題等を含めて進めていきたいと、こんなふうに考えてございます。

委員長 4番さん、よろしいですか。

4番。

4番 せっかくですから聞きたいと思います。

今、課長説明あったんですけれども、その去年の330万から今年は希望をとったから350何万個、幾ばくかふえているというような説明ですけれども、当初のその600万個という当初予算に計上した個数というものが、ある程度というか、当然何かが根拠になって出された数字だと思うんですよ。それから見ると300万個というのは、今この370万ほどの今年の部分では減額補正していますけれども、そうするとやはり当初から見ると少ないというふうに私はとらえているんですよ。

ですから、その600万個というのは、当初、過去3年間の無償で試験的にお渡しをした種苗がある程度ベースになっていると。もしくはそれプラス、そういうお話があったかどうかわかりませんが、ある程度その600万個程度の種苗が148経営体の中で購入してもらえる分だという、そのやりとりというか、そういうものも加えられて当初のその600万個という種苗の予算が出たのではないかと思うんですよ。そういう意味からすると、300万個あるいはそれに19万個ぐらい今年またふ

えましたといっても、その 600万から見ると相当まだ少ない数字ではないかなと。これは無制限にいくかどうか漁業のことはよくわかりませんが、それから見ると相当少ないのではないかと。

そうすると、カキなんていうのは、北海道のカキというのによく私もわかりませんが、全国シェアからすると1%か2%のものですよね。そうすると、大量生産というものができないとすれば、やっぱりそのシングルシードのカキあって、商売であってカキを育てるんだという地域ブランド化を進めていくというより、町が熱い思いでこの種苗センターをつくったと、そういう思いが生産者の方に伝わっていないとか、生産者とその行政の思いが少しギャップがあるんでないのかなと。いや、私の心配であればそれはそれで結構なんですけれども、そんな思いもちよっとするものですから、その辺はいかが考えていますか。

委員長 水産課長。

水産課長 お答えをしたいと思います。当初の 600万個を見た数字のとらえ方なんですけれども、確かに質問者がおっしゃるように、11年、12年、13年ということで種苗を無償でそれぞれ漁業者の方へ配付をさせていただいておりますが、数字的に申し上げますと、11年では 384万個、12年では 843万個、13年度で 1,068万個と、こういうことで無償で配付をさせていただいておりますが、私どもとしましては、これの数字の何割かというとらえ方はしてございませんでした。最大能力が 1,200万個の生産能力を持っておりますので、その半分程度を当初予算で見ようということで見ました。結果的には、漁業者の実際の購入しようとするその数字といたしますか、それをつかまえたのが当初予算以降の組み立ての中で出たものですから、今質問者がおっしゃるように、何か根拠があって 600万個を設定したんだろうというご質問でございましたけれども、私どもとしてはそういった考え方で当初予算計上せざるを得なかったと、こういうことでございます。

それと、カキ種苗センターをつくった大きな目的もございまして。実際今、カキのこの種苗をシングルシードを扱っている方々が今年39、来年は38ということでございますけれども、それぞれの思いが、無償でいただいたカキも当然今回も10月から11月の末現在でもそれぞれ試験出荷をいたしておりますし、価格的にも平均的に54円というような数字もありますし、コンキリエの方でカキ祭り期間中にもそれぞれ50円の単価でもって出しておりますけれども、そういったことで、その地域のブ

ランド化といいますか差別化、そういった部分では、先ほども申し上げましたが、技術的な問題のクリアと、さらに出荷するためのいろんな流通面におけるそういった研究等もあわせて、その確たる組織の皆さんとともにじっくり話をしてやっていきたいなど。まだまだ私どもも話の内容が詰め方が甘い部分もあるかもしれませんが、情報も互いに聞き、またこちらも提案するものを提案しながら、そういったシングルシード方式のカキが道内等、広まることを切に願っておりますし、努力をしていきたいと、こんなふうを考えております。

委員長

4番。

4番

すみません、ささやかな疑問で恐縮なんですけど、この種苗を販売して余ったやつはどうなるんですか。例えば最大生産能力が1,100万個ですか、1,000万個ですか、1,200、そして300万個なり400万個なりあれしますよね。その余ったやつはどうなるんですか。その辺海にまくということはないな。

委員長

水産課長。

水産課長

ただいまのご質問でございますけれども、購入数が300何がし、400何と決まりますので、最初から1,200万個をつくるという形で、14年度におきましてもそういう体制で組んでいませんので、詳細はまだあれなんですけれども、400万個の生産をしております。350何ぼですから、50万個ですか、そういった部分については、漁家3戸を設定して、その試験事業という形でもしていますし、あと漁業協同組合の方での試験種苗ということで提供している部分もございます。

ですから、できて廃棄してしまうとかそういう形ではなくて、有効に試験等できるものはしているということで、最初からもうマウンドいっぱい1,200万個を生産し出すというスタイルはとっていませんので。

委員長

休憩いたします。再開は3時40分。

休憩時刻15時10分

委員長

再開します。

再開時刻15時42分

16款1項寄附金、1目一般寄附金、ございませんか。

6目商工費寄附金、9目教育費寄附金。19款諸収入、6項3目雑入。

8番。

8番

ここでお聞きしておきたいと思いますけれども、この雑入の肉骨粉の焼却委託料315万、これのついておりますけれども、この肉骨粉はどここの工場から来ているのか。

それともまた、それと同時に今後、来年度においてもこういう焼却の仕事をするのか、それについてお聞かせいただきたいと、このように思います。

委員長

環境政策課長。

環境政策課長

まず、1点目のこの肉骨粉については、どこから来ているのかというご質問でございますけれども、この肉骨粉につきましては、標津町にあります北海ケミカルで生産されたものでございます。この会社には、厚岸町も含めますけれども釧路管内から出るへい死牛だとか、そういうものがこちらの会社に持ち込まれているという内容でございます。

次に、来年度以降も焼却が続いていくのかということなんですけれども、ご存じのとおり、前年度につきましては約126トン焼却したわけですが、今年度は計画で90トン焼却する予定でございます。

それで、肉骨粉などですけれども、再利用等の展望がまだ国においても非常に不透明な状況にありまして、当面は焼却を継続していかなければならないというふうに考えております。それで、特にこの12月1日からダイオキシン類の排出基準も強化されたことによりまして、廃止される焼却施設が出てきたということもございまして、毎年肉骨粉は生産されていくわけですが、幾らかずつは焼却量は減ってくると思いますけれども、先ほど申しましたように、当分焼却は続いていくというふうに考えております。

委員長

8番。

8番

この地域、我々の牧場から出るへい死牛の処理という、ほとんど大半が北海ケミカルへ行っておるんですけれども、やはりこの量というものは減らないと思うんですけれども、肉骨粉というやつはなかなか燃えにくいものだということをお聞きです。これを焼却するのにやっぱり費用がどのくらいかかるかというか、手間といたしますか、結構何かやっかいなような話を聞くんだけれども、これだけ燃やすのにどのくらい費用がかかるものですか。

委員長

環境政策課長。

環境政策課長

肉骨粉を焼却するのに結構手間がかかるのではないかとということですが、大変申しわけございません。私、実際に燃やしたところをまだちょっと見たことなかったものですから、ただ、実際に焼却している方に聞きますと、結構いい炎が出て、結構脂分が強いといいますか、いい勢いでも燃えるというふうに聞いておりま

す。

それと費用ですけれども、これはトン当たり3万5,000円ということで契約をして焼却しております。この3万5,000円の単価の算出については、昨年度初めて契約する際に、過去6年間のそれぞれのごみ処理にかかっている経費等を積算しまして、トン当たりの1トン焼却するのにどのくらいかかっているのかということで、それをベースにして、町外からの受け入れするものであるだとか、これは特別な作業であるだとか、こういう計数をプラスしましてそれで弾いたのがトン当たり3万5,000円、キログラムで35円という内容になっております。

委員長 他に3目雑入、ございますか。

なければ先へ進みます。

20款1項町債、3目衛生債、ございませんか。

3番。

3番 道営片無去地区収乳道整備事業債、1,550万の減額……

委員長 3番さん、申しわけございません。ただいま3目でございます、この後4目に入りますので。

4目農林水産業債。

3番、どうぞ。

3番 どうもすみません。

道営片無去地区収乳道整備事業債1,550万の減額ですね。当初は2,250万ですから、あと700万しか残らないと。この事業は、平成8年から17年まで10カ年計画で進められている事業であります、どういうことで減額になったんですか。

委員長 農政課長。

農政課長 片無去の収乳道でございますが、この減額につきましては、一つには太田地区の同じ事業の収乳道、現在、四の通の改良を実施しておりますが、この進捗率が非常に悪いということで、一部利用費をこの片無去から太田の方に持っていったというのが一つでございます。それと、もう一つにつきましては、国の方で予算が確保できなかったという状況もありまして、この事業費で6,800万の減額になったという状況にあります。

委員長 3番。

3番 これは国が5,000万、1億の仕事ですね、単年度。そして、道が2,500、町が

2,500万と。こういう事業でありまして、町に主導権があるわけではないわけですが、この計画の見直しをやらなければならないというものになってきますよね。これはいかがなんでしょうか。

委員長 農政課長。

農政課長 今後の3カ年計画におきましては、国の予算の状況等を考えまして、また、町の財政状況も考えながら見ますと、相当の事業期間の延長が出てくるという状況にあります。

委員長 3番。

3番 私は、現地の人の意見を聞いたわけでもございませんが、太田四の通をやると、そのためにこの片無去の収乳道から予算をそっちへ移してしまうと。両方の受益者の考え方というのが反映されているんですか。

委員長 農政課長。

農政課長 地元の受益者につきましては、少しでも早く完成していただきたいという要請については事業の説明会等でも要請を受けているわけでありまして、しかしながら、こういった予算の状況でございますので、そういう状況にこたえられないような状況にあるわけでありまして、この事業、通称ナカツネ道路と言っておりますけれども、あの路線については、暫定的な舗装された部分でありますけれども、3キロほどまだ残として残っている状況にあります。町のこういった財政状況も見ながら、少しでも早く進めるように担当としては願っているところであります。

委員長 3番。

3番 話の中身がよくわかりません。現地がよくわからないからね。
随分、あなたの最初の答弁から言うと乱暴な話だなというふうに思ったんですよ。太田四の通やらなければならないので、こっちから1,550万も、約3分の2の予算を移してしまったわけでしょう、言ってみれば。例えば片無去収乳道で受益を受ける人については意見はなかったんですか。いいですよということだったんですか。

委員長 休憩します。 休憩時刻 15時55分

委員長 再開します。 再開時刻 15時57分

委員長 農政課長。

農政課長 お手間をとらせまして申しわけありません。

この地元との関係につきましては、この工事を実施する段階で現地説明会を行っておりまして、この予算を持っていくと、流用するという内容につきましては地元の了解は受けていると。あの路線については、起点の部分と終点の部分に以前から暫定的に簡易舗装をやっている部分がございます。ですから、実質的には今年度をもってすべて舗装が完了しているという状況もございまして、何とか我慢をしていただいたという状況であります。

委員長

3番。

3番

それで、予算措置はどうなっているんですか。太田四の通というのはどこに出てくるんですか、持っていった予算は。

委員長

農政課長。

農政課長

この予算につきましては、太田第一地区収乳道整備事業ということで、これは四の通のことを指している事業でございます。

委員長

3番。

3番

すると、この頭にある道太田第一地区収乳道整備事業というのがそれなんですね。額が全然違うじゃないですか。510万しかない。

委員長

農政課長。

農政課長

これは負担金でございまして、4分の1が地元負担ということになりますので、現在、今回の補正をいただくことで総事業費が1億458万になるという状況でございます。

委員長

3番。

3番

片無去から太田第一地区に行かなければならないお金は1,550万ではないんですか。よくわからないですよ、はっきりさせてください。

委員長

農政課長。

農政課長

今、起債の金額をおっしゃられているのではないかなというふうに思いますけれども、事業費と起債の部分とは少し金額が違います。当然、中身について申し上げたいと思いますけれども、今回のこの太田第一地区の収乳道についての事業費につきましては、1億458万円、これが北海道が行う事業費でありまして、これに対する地元の負担、これは4分の1が負担になるわけでありましてけれども、これが2,614万5,000円ということでございます。この中身として起債を90%を借りるという内容であります。

それから、片無去地区の収乳道につきましては、この12月の補正で 3,142万円という事業費でありまして、これの負担金が、これも4分の1でありまして 785万5,000円というふうになるわけでありまして。

以上でございます。

委員長

3番。

3番

最初からきちんと説明してくれればよかったです。どうして減ったんですかと言ったら、いや、太田四の通への持っていったから減ったんだと、こういう答弁だから、どうだどうだと聞かざるを得ないわけでしょう。起債と事業費と違うような話しているけれども、起債は事業のための起債なんだろう、何も違わないでしょう。では、最初からそういう説明をしなければだめですよ。

委員長

農政課長。

農政課長

申しわけありません。以後、きちっとした説明をしたいと思います。

委員長

4目の農林水産業債、ほかにございますか。

なければ先へ進みます。

6目土木債、7目消防債。

15番。

15番

1節の消防債、先ほどの説明で消防自動車購入取りやめ、補助つかずというような表現しておったんですけれども、その経緯、第2分団の予定でしたね。その機種、どういう用途の消防自動車かちょっと教えてください。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げます。

今回予定しておりましたのは、第2分団の消防ポンプ自動車を予定していたということでございます。購入ということで予定しまして要望をいたしていたところでございますけれども、国全体、全国的にこういった消防ポンプ自動車の要望等も多かった、あるいは国の予算の全体の枠の中で優先されるものが先に採択されまして、今年の場合についてはこの厚岸の第2分団のポンプ車については見送られたというような内容で伺っております。

委員長

15番。

15番

優先順位と今言っていましたけれども、こういうときに防衛予算取れなかったんですかね。矢臼別予算というのは、この厚岸町、浜中町、別海町、国内最大の演習

場として使われているわけですから、そういう約束が前にあったと思うんですね。こういうときにこそ防衛予算を獲得する意気込みというのがなければだめではないですか。購入予定の見込みを教えてください。次年度獲得できるかどうか。

委員長
行財政課長

行財政課長。

この補助の決定に当たりましては、11月だったというふうに思いますけれども、採択できないということで通知があり、その財源含めて消防署の方と協議をさせていただいております。いずれにいたしましても、防衛庁予算もごさいますけれども、その発覚した時点が11月ということでありましたので、これらについてすぐ防衛庁予算の交付金事業というふうな振りかえについて、できないわけではごさいませんが、いずれにしても、来年度の実は事業の補助見込みもごさいます。そういう意味で、東部消防組合としては3町が一緒になって消防組合を結成しているわけでごさいまして、その中のポンプ車の位置づけもあるようでごさいます。ですから、次年度についてはその辺も含めて補助採択になる見込みということで、今回取り下げをして次年度に向かうということの消防との打ち合わせも終わってごさいますので、そんな意味で、次年度についてこれについても要望を消防署とする、そういう中で逆に言うと過疎債をきちんと確保するということの財源対策を財政当局としてはしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

他に7目消防債ごさいますか。

なければ先へ進みます。

8目教育債、ありませんか。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。18ページ。

1款1項1目議会費、ありませんか。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ありませんか。

2目簡易郵便局費、ありませんか。

3目職員厚生費、5目交通安全防犯費、6目企画費、7目文書広報費、8目財政管理費、10目財産管理費、ありませんか。

11目車両管理費。

11番。

11番

ここで伺いたいんですが、今この車両は一元管理されていると思うんですけ

れども、スクールバス等もここで管理しているんですよ。

委員 長 建設課長。

建設課長 バスの管理についても建設課でございます。

委員 長 11番。

1 1 番 最近、スクールバスの運行で苦情等がありますか。あるいは例えばいろんな急カーブや急ブレーキ等による事故等はなかったですか。

委員 長 体育振興課長。

体育振興 ただいまの件であります、12月5日の時点におきまして、スケート少年団の子
課 長 供たちが釧路へ向かう途中におきまして、町が委託をしておりましたサクラハイヤーの運転手さんが運転するバスが急ブレーキをかけたという状態がありました。

委員 長 11番。

1 1 番 どういうことですか、それは。

委員 長 体育振興課長。

体育振興 内容等を申し上げますと、12月5日に当町を3時30分ころ、子供たちが17名、そ
課 長 して引率のお母さんが2人乗車いたしまして、釧路の柳町のスケートリンクにスピード少年団の子供たちが練習に出かけるために向かいました。その途中におきまして、ちょうど国道44号線の深山の昆布森へ向かうちょっと手前ころに、子供たちが一応騒がしかったということで、急ブレーキをかけて注意を促したという状況であります。内容につきましては、そのような状況であります。

委員 長 11番。

1 1 番 運転手はプロですよ。運行委託するに当たって、子供が騒いだということで注意の仕方はいろいろあるのではないかというふうに思うんですけども、そういう急ブレーキをかけて何をしようとしたんですか、それは。

委員 長 体育振興課長。

体育振興 私どもも、このことを父兄の方からまず一報がありまして、私自身もそのことの
課 長 重大さに気づきまして、実はサクラハイヤーの方に出向いて事情をお聞かせ願ったわけでありまして。何はともあれ、子供たちの安全を第一に考えなければならないという観点に立ちまして、サクラハイヤーさんの状況について聞きました。私は、同乗していた父兄の方にも会ってその事情を聞いたわけでありまして、確かに若干の子供たちの元気な行動はやはりあったようであります。しかし、特別なことがない

限り、本当に急ブレーキをかうということは、安全を確保する立場として、これはやはり絶対あってはならないことであります。そういう観点に立ちまして、私どもは、その辺のことについて強くサクラハイヤーさんの側に抗議を申し上げたわけがあります。

そのような状況で、実はサクラハイヤーさんの方でも、非常に申しわけなかったと。実は、本当に我々はプロとしてそういうことをしてはならないと。もし仮にその注意をするのであれば、そこに付き添いとして指導者としてお母さん方を通して、車をとめて、その方を通してきちんと注意をすべきである。しかし、それをしなかったということについて深く陳謝しておりました。かかることが二度とないように十分に注意をしていきたいとも述べていました。

そこで私たちは、それだけではやはり対応としてももう少し具体的な対応をお願いしたいということでお願いした結果、そのときの乗務をしていた運転手さん、この方については今後そのバスには乗せないと。そして、直接サクラハイヤーさんの責任ある立場の方が子供たちのスケートの輸送に当たりたいということでありました。

確かにそのことについても私たちはサクラハイヤーさんの状況を考えたときに、子供たちの側の方にも一応のお願いはしてございます。というのは、やはり安全運転を確保するためには、子供たちの側でも注意をしなければならない問題もあるかもしれません。したがって、今後その引率責任になっている立場の方については、そのコーチの方が、たまたまそのときコーチの方が一緒に車に乗れなかったわけですが、その方も必ずそこに乗車して子供たちの監督に当たるということで措置をしたわけがあります。

しかし、いずれにいたしましても、その急ブレーキをかけたという事実は、やはりけががなかったからよかったわけですけれども、非常に危険な行為でありますので、繰り返しますが、かかることが二度とないように厳重に私たちは申し入れをし、会社側でもその点について深く陳謝しておりましたので、今後これらのことが生じないように十分な配慮をしまいたいと考えておるところでございます。

委員長 11番。

11番 その厚岸町のスケートリンクがやはり気温に左右されて使うことがなかなかできないということで、柳町のスケート場まで子供たちを連れて行ってほしいという要望が今のこの事業につながっているんだと思うんですけれども、そういう中でお互

いにいろいろな取り決めをしながらやってきているわけですね。それで、現在は結果的にはあのバスがサクラハイヤーに運行を委託されているということなんですけれども、今、課長がおっしゃっておられますように、それをやるに当たっての父母あるいはスケート少年団の対応というのがお互いに確認されていることなんですけれども、そういう中でたまたま子供が騒いだということですよ。

それで、前から病院のバスなんかの運行でも、あるいはスクールバス、学校の送り迎えでもいろんなことが言われてきているんですけども、やはりドライバーはプロなんですよ。どんなことを言ったって、町の車両関係の運転手であろうが委託をされている方であろうが、やっぱりプロの意識を持ってやらしてもらわないと困ると思うんですよ。どんなときにも冷静に対応するということをされないと、どなったり急ブレーキを踏んだり、やっぱりそういうものを利用する人たちが安心して乗れるように、それから、乗って利用する人が全く常識外れのことをしているのであれば、それはそれなりの対応の仕方をやっぱりきちんと持っていなければならないと思うんですよ。それを恫喝的にやってみたりそういう態度で示したりということは、全くやってはならないことではないのかなと。まして急ブレーキなんていうのは、たまたまそのときに事故がなかったからいいんですけども、もし何か突起物にでも頭ぶつけたとか、そういうことになったらだれが責任とるんですか。

そして、こちらから行っているいろいろ話をしているわけでしょう。向こうから何か言ってきたんですか、こちらに来ていますか、担当者の方に。ちょっとそれぞれ答えてください。

委員長

体育振興課長。

体育振興
課長

この問題は、前段に申し上げましたとおり、5日に発生し、夜、私どもがもう帰った後に帰ってきておりますので、翌日の朝早くに私どもの方にその代表の方からお話があったわけでありまして、このスケート少年団の輸送に関しましては、既に議会でもご論議になったとおり、教育委員会といたしまして、その必要性を感じ、その運行に当たっております。今年で3年目になろうかと思いますが、基本的にはスケートリンクがオープンするまでの間、それで、それについては当然、指導の方と乗車していただくということで、取り決めのもとに運行しているわけでありまして。そういった観点から、当然、子供たちのことでもありますので、私ども教育委員会、とりわけ体育振興課がやはり全面的にその任に当たっている次第であります。町は、

当然、町のバスを一応委託しておりますので、そういった契約は町として結んでいただいておりますが、実質的な運行のそういった責任等については私どもにあるというふうに考えまして、私どもが対応したわけでありまして。

この問題につきましては、所長さんも本来的には私どもの方に来るべきでしたけれども、先に私の方から電話かけて私の方で行きますということで出かけたものですから、向こうの方としてもその辺のところも大変恐縮がっておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、十分に今後は注意をしたいということでございましたので、私どもとしても嚴重にお願いをし、今日に至ったわけでありまして。

したがって、町の方には私の方からは、直接的にご存じありませんでしたので、私どもとしては担当課の方にはその件はお話ししてございました。

委員長

建設課長。

建設課長

車両集中管理というのは、運行それぞれの部署でちょっと若干変わる部分もございますが、土日運行等について業者さんに委託している責任上、当然私どもも把握していなければならないという形で、今初めて聞いてびっくりしてございます。

今後については、そういう業者に対する指導、まして違う問題でも当然、質問者言われるとおり、ドライバーはプロとの意識を持って事故のないような形にやっっていかなければならないと思っておりますので、今後についても交通の安全指導を徹底していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員長

11番。

11番

こういう状況になっている時代ですから、委託運行もやむを得ない面がやはり出てくると思うんですね。それで、やはり今後の対応なんですよ。今もう起きてしまったことをもう一度戻すわけにはいきませんから、その辺はやはりきちんと考えていただきたいし、この問題については委託された側の対応というのはどうも私としては腑に落ちないものがあるんですが、それについては再度きちんとすべきではないのかなというふうに思うんですけれども、これで終わりですか、終わりにしてしまおうんですか。

そして、例えば利用されているスケート少年団の子供たちや父母に何らかの対応をされるべきではないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

委員長

体育振興課長。

体育振興
課 長

ご質問の内容、ごもっともだと思います。最初に、父母並びにスピード少年団に對しまして、私の方から代表の方と、それから同乗されていた父母の方に陳謝をし、その事情も説明をしまいでございます。それで、スピード少年団の方にも、一応、この子供たちの徹底もさらに図っていただくことも含めて、今後二度とこのような状況のないようにきちっと説明をしまいでござっております。

それで、もう一つ、サクラハイヤーの方でございまして、私は実は直接伺っておりませんが、その当該運転手さんに対しても、会社側でやはりかなりの状況でその対応を考えているようございまして、これは私どもとしては当面、その運転手さんが同じ車に乗務されないということで、その辺の会社側の対応も伺ってございましたので、それで現在の段階においては二度とこのようなことのないようにくれぐれもお願ひしながら帰ってきた次第でございまして。

なお、私どもといたしましても、今後、本当にかかることのないように十分この会社側とも、こればかりではありません、子供たちの輸送は、スポーツ関係いろいろありますので、十分に注意していただくように再度、また私の方からもお願ひをしまいでいたいというふうに考えてございまして。

委員 長

建設課長。

建設課長

管理は運行委託している私の立場の方で、当然、教育委員会の方からの事情も今聞いておりますけれども、再度こちらの方として確認し、さらに会社の方の責任者を呼んで事情をきちんと確認した上で、それらの徹底指導を図っていきたく、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

委員 長

11番。

1 1 番

最後ですけれども、教育委員会がそういうことに対する父母に説明されるというのはわかるんですよ、私は。それはわかるんですけれども、その委託先が父母に対しては何かしたんですか、今まで。そこが私は不満なんですよ。

委員 長

体育振興課長。

体育振興
課 長

まことに申しわけございませぬが、委託先の方からの父母並びに関係者への陳謝、説明は今のところないというふうに踏んでおります。私どもの方でその点を説明したという段階になってございまして。

委員 長

11番。

1 1 番

そういうことはきちんとなさらないと、町としても安心して運行委託できないの

ではないですか。その辺はどうですか、今後、お互いに。ちょっとした統一した見解なり出してください。

委員長 町長。

町長 私からお答えをさせていただきます。

私も今、話聞いて大変びっくりいたしておるわけでありまして。二度とこういうことがあってはならないことをございまして、やはりうるさくて安全運転に支障があるとするならば、急ブレーキでない何らかの方法、対処の仕方があったのではなかろうかと、そのように思います。仮に今回の場合、事故がなかったわけでありまして、急ブレーキをかけることによってどういう状況になるのかということは、プロの運転手であれば十分に承知をしているはずであります。極めて危険な行為であります。あってはならないことでもあります。

そういう意味において、町が委託いたしております業者といえども、先ほど建設課長から答弁があったとおりであります。直ちに谷口議員の質問等を踏まえ対応させていただきたい、かように考えますので、今後とも安全運転に心がけるように、今回のみならず、これからの運転においても強く要請してまいりたいと、かように考えますのでご理解を賜りたいと存じます。

委員長 11目車両管理費、他にございますか。

5番 5番。

このお話とは違うんですけれども、最近どうも公用車の事故が多過ぎるんですけども、今、公用車が大体何台ぐらい運行していますか。

委員長 休憩します。 休憩時刻 16時29分

委員長 再開します。 再開時刻 16時32分

建設課長 建設課長。

まことに準備が悪く、申しわけございませんでした。

本年の車両の保有台数の関係ですけれども、全体で重機であるとかバイクも全部含めていうその車両台数でいくとトータルで 171台、それで私どもが管理している一般的な車両運行で使っている部分については33台が、私どもの管理して一般的に利用している台数でございます。

委員長 5番。

5 番 この台数から見ても大変な数にもなるけれども、一応やはり、随分最近の事故が多いし、その事故の内容によっても今回の議案に出ているとおりに、とまっている車に仮にぶつかった、あるいは違う方法で仮にぶつかったにしても、それに対する何か職員の処分とやら何やら、そういうものが何かあるのか。それらについてちょっと教えてください。

委員長 総務課長。

総務課長 職員の交通違反あるいは事故に対応する処分の関係でのご質問ですので、お答えしたいと思います。

まず、職員の交通事故、違反、これらにつきましては、庁内の規程の関係でございますけれども、その中で処分の基準を設けてございます。これは違反の程度、それから事故の状況、こういったものに応じて一つの目安、基準があるわけですが、それに従って処分をするというような形になっております。

また一方、その処分するに当たりまして、いわゆるどういう事故であったか、どのような違反であったのかという内容を審査するというような形の中で、これにつきましても、訓令でございますけれども、町長が指名する5名の審査委員でございますけれども、その中で事故の対応、違反の対応等を逐次精査いたしまして、その処分の基準に照らし合わせてどれが適切かという部分について、町長の方に意見具申をするというような手続をとらせていただいております。

委員長 5番。

5 番 処分の基準といってもかなり難しいものがあるんですけども、やはり自分の命と、それからぶつかった相手の方の命がある。今までの事故については、そういう同じあれでも大したことない事故であったのかな。今後、やはり冬期間に向かって路面が滑る状態でありますので、それらの安全運転にさらに指導を強めて注意をしていただかなければ大変な事故につながっていくのかな、そう思いますので、その辺についてどういうふうに今後これ指導していくのか。ただ、口で指導するんだと言っても、随分、とまっている車にぶついたら、本当にこれ運転者としては最低だと思うの。これは自分たちもそういうことがあるかもしれない。だけれども、とまっている車に交差点なりどこでも、わき見運転でぶつけるなんてあり得ないですよ、これ。だから、その辺の事故の内容によっては、結構な嚴重な処分だけではなく、やはりそういう基準もある程度設けておかなかつたら大変な事態になりますよ、こ

れ。そこら辺どういうふうに考えているか、もう一回。

委員 長

町長。

町 長

私からお答えいたします。

交通安全の指導する立場でありながら、そういう事故を起こすということはあってはならないことでもあります。そういう意味において私は、たびたび課長会議並びに職員等において安全運転に心がけるように注意を促しておるわけですが、これからもさらに冬期間に向かっての事故多発になるわけでもあります。十分に気を付けて安全運転をするようにさらに職員に教育をさせていただきたい、かように考えますのでご理解いただきたいと思います。

委員 長

11目車両管理費、他にございますか。

なければ先へ進みます。

2項徴税費、1目賦課納税費。5項統計調査費、1目統計調査総務費、ありませんか。

先へ進みます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、2目心身障害者福祉費。

3番。

3 番

障害者福祉計画についてお伺いをしたいんですが、現在、平成10年の秋に制定をして平成16年までの計画が立てられておりますけれども、時期についてはどのように現在進めておられるんですか。

委員 長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

16年に向かっての一つは、国が示す基本的な方針、これを受けて厚岸町におけるその障害者福祉計画がつけられるわけですが、この国の方針がまだ示されていない状況でありまして、これを受けた段階から厚岸町としてもこの計画づくりに入っていくというような状況になっております。

委員 長

3番。

3 番

2002年、今年度で終わるわけですね、国の計画は。そうですね。

委員 長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

そのとおりでございます。

委員 長

3番。

3 番 古川課長も大変だね、初めての話で。聞く方も何か聞きづらくなってきた。
ところで、話を進めたいんですが、この平成10年に立てられた計画というのは、平成6年の11月からだったと思うんですが、計画をずっと練って行って4年の歳月を要しているんですね。かかればいいというものではもちろんありません。それと、この国の計画を待ってつくるというのもいいと思うんですが、今状況が随分と変わってきていますよね。特に、昨日も論議した障害者支援費の問題にしましても、障害者の基本計画をつくるということが非常に強調されているわけなんです。昨日お伺いすると、600人を超える障害者の方々がおられると。障害は多様であります。総合的にやはり抜本的な今計画がどうしても必要なんでないのかなというふうに思うんです。

平成10年の計画では私はだめだと思うんですね。では、それはその当時はそれでよかっただろうけれども、時代が変わって行って、障害者の問題についてはぐっと急展開してきていると。今年をご承知のように札幌でD P Iの国際大会が開かれるというふうな年でもありました。そういうことで、どうあるべきかということについてはかなりやはり論議を深めて、厚岸町にふさわしいそういう計画がつくられなければならないのではないのかなというふうに思うんです。そういう点で私は、時期を早めてやはりきちんとしたものをつくっていただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

委員 長 保健福祉課長。

保健福祉課 長 ご質問のとおり、厚岸町としてどうあるべきかということが基本だというふうに思います。ただ、残念ながら私どもは、国の制度も活用しながら、単独でできない問題もありますけれども、そういった一方ではどうしても国に頼らなければならない、こういうこともその計画の中に盛り込まなければならない、整合性も図っていかなければならない。しかし、こういう中であって、今ご質問のとおり、厚岸町におけるこの福祉計画のあるべき姿について、そういった視点で作成をしまいたいというふうに思っています。ただ、ご案内のとおり、来年の4月から、さきの一般質問でもありましたように、支援費の準備の問題等々も通じまして、この辺の組み立て方がまだできていない実態でありますけれども、ご指摘をいただきましたように、そういう中で時間もかけながら、あるいはその中身の検討を濃くしながら、ご質問のとおりの方角で進めていくよう準備してまいりたい、そのように思います

ので、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

3番。

3番

今日は具体的なことは申し上げませんが、とにかくスタート台に立っていただいて、先に向かってまず第一歩を進めていただきたいということでもあります。よろしくをお願いします。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

そのような方向で私どもも進めさせていただきたいというふうに思います。

委員長

他に2目心身障害者福祉費、ございますか。

なければ先へ進みます。

3目心身障害者特別対策費、4目老人福祉費、7目社会福祉施設費。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、ございませんか。

3番。

3番

奔渡のこれは僻地ではありますが、認可保育所としては奔渡を廃止して、この厚岸保育所と一緒にするということになったわけではありますが、全体的にどういうふうな計画をお持ちですか。保育所の問題について。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

申しわけございません。質問をきちっと受けとめられない、大変申しわけなく思います。

僻地については5人以下、認可の保育所の運営につきましても、定数の半分の50%という基準の中で運営をしてまいりたいというふうに思っております。

委員長

3番。

3番

そういうふうに聞けばわかるのかと思って聞いたんですが、統廃合について、計画はおありなのかどうなのかという意味なんです。

委員長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

来年の4月から今、条例を一つ、奔渡をご承認いただきましたので、常設3つです。これ以外には今のところ減るという状況は毛頭考えていません。

3番

なければないでいいんです。

委員長

他に1目ありませんか。

なければ進みます。

2目児童措置費、ございませんか、42ページです。

3目母子福祉費、4目児童福祉施設費。

16番。

16番 湖北地区には宮園保育所と真竜保育所、今回改正された定数の関係では真竜が70、そして宮園が90、湖北地区。問題、現在、その同じ湖北地区なんです、いわゆる宮園地区に通っている、あるいは真竜へ通っている、その辺に通っている子供の地域別というんですか、港町でいえば真栄町界限、あるいは宮園の前浜地区、あるいは宮園鉄北地区、宮園保育所であれば鉄北あるいは太田南とか、そういう地域的な色分けというかそういうものをとらえてございますか。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 今ご質問のと通りの湖北地区の真竜、そして宮園、個々の保育所にどこの地域から何名という細かい数字は実は押さえておりません。私どもの押さえている数字につきましては、この湖北地区の児童数については承知してはいますけれども、今ご質問の2つの保育所にどこの地区から何名というやつは、時間をいただければ調べることができますので、今すぐはちょっと申しわけないんですけれども数字は持ってきていませんので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 16番。

16番 いや、その細かいことはいいんですが、今現在、春になれば改めて入所児童も再度申請していただいているわけですが、湖北地区一本でもって、それぞれ親が選択するというか、宮園に希望するとか真竜に希望するとか、しかし、今までというか、父兄の間になかなか真竜保育所は入れないんですよねと。うなずいているところを見ると、それは承知していると思うんですね。そのように聞いているというか、現実としてそういうふうには。

なぜ入れないかというか、それがちょっと問題だというか、いわゆるそういう地域割というのがない状態で受け付けしているから、真竜保育所に近い子供も宮園に通わなければいけないということです。そして、親が町に勤めにくる。そのついでに真竜に置いていくのです。本来ならば、保育所に近い、今は車時代ですから親が親の都合で保育所に入れるというのが多いわけですが、本来ならば保育所の児童は自分1人では通園なり入所なりは、保護者が必ずという形なんでしょうけれども、実際に保育所に近いところに希望どおり入れないという、そういう矛盾があるわけ

です。

その辺の選考というか、それはどのようにされているのか。そういう矛盾を重々父兄から聞いていて、なおかつどのように対応しようとしているのか。私は、時間がないから、時間がないというか、この次もやると、月曜日もやるということですがけれども、そういう状況を十分知っているんですから、それに手を打っているか、対応をとっているか、それに対する考え方というか、それをお聞かせいただきたい。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ご質問の問題については、現在は広域入所ができますので、その問題は今はございません。ただ、あるとすれば、真竜保育所ではいわゆる未満児といたしまして、ゼロから1歳までの受け入れが今は真竜しかございませんから、そういう意味では定数が満杯でしたらお受けできないということになりまして、今、その全体で申し上げました、今は広域でありますから、そういう問題は今現在は解消しておりまして、それぞれの年齢にある定数の1.2倍まで入れることができますので、今はそういった問題には十分、問題は出ていませんし、その辺についてはそういった形で対応させていただいている状況であります。

委員長 16番さん、よろしいですか。

16番 いいです。

委員長 46ページです。

4目ですか。

11番。

11番 保育所の延長保育、厚岸今やっているわけですがけれども、この延長保育を利用されている幼児なんですけど、保育所別にちょっと、4つの保育所なんですけれども、どのぐらい利用されているか教えていただきたいんですが。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 大変申しわけございません。今すぐその数字がありませんので、できますれば、月曜日もございますので、大変申しわけないんですけれども、お時間をいただきたいと存じます。

委員長 そこは委員長の方でやりますから。

11番さん、どうします、保留にしてその資料を出していただいてということによるしゅうございますか。

11番 | はい。
委員長 | では、そのように進めます。
他に4目でどなたかございますか。
なければ、今日ここで閉じて、このまま月曜日に移りたいと思いますが、よろし
ゆうございますか。
委員長 | (「はい」の声あり)
本日はこの程度にとどめ、閉会といたします。

閉会時刻 16時56分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年12月13日

平成14年度各会計補正予算審査特別委員会
委員長